現職教員向け (在職年数+単位修得)

特別支援学校教諭の免許状取得について

(教育職員免許法第6条別表第7)

【1授与】 根拠規定:高知県教育職員免許状に関する規則第14条別表(6特別支援学校教諭免許状)

種類	基礎となる免許状	在職年数		
2種免許状	幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭 の普通免許状	基礎となる免許状を取得した後、当該校種の教員として良好な勤務成績で <u>3</u> 年以上		
1種免許状	特別支援学校教諭2種免許状	基礎となる免許状を取得した後、当該免許状領域の教員として良好な勤務成績で 3 年以上		

基礎免許状の取得以降に修得した単位であること ノ心面単分粉へ

・ 					
特別支援教育に関する科目			必要教育領域	1種	2種
	必要な総質	6単位以上	6単位以上		
	下の各欄ごとに必ず修得した	内訳	内訳		
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する利	_	1 単位以上 (※)		
	바미국·호화추정택/CB국 기원 C	・心理、生理、病理	視・聴	1単位 以上 2単位	1単位 以上 2単位
第2欄	特別支援教育領域に関する科目 (免許状に定める領域の科目)	・教育課程、指導法	視・聴	1 _{単位} 以上 以上	1単位 以上 以上
		・心理、生理、病理 ・教育課程、指導法	知・肢・病	1単位以上	1単位以上
第3欄	免許状に定められることとなる特別 支援教育領域以外の領域に関する科 目	・心理、生理、病理	第2欄の5領域のうち免 許状に定めない領域(含 む領域可)	1単位以上	1単位以上
		・教育課程、指導法	+ 重複・L D等		

特別支援教育の基礎理論に関する科目の単位の修得方法は、2単位を上限とし、2単位を超え る単位数があるときについては2単位とみなすものとする。

単位修得例

【単位修得例1】 特別支援学校教諭2種(知・肢・病)の免許取得

第1欄 基礎理論に関 する科目 1単位



第2欄 知的障害者 1単位] 肢体不自由者 1単位 1 単位 病弱者 計 3単位



第3欄 重複·LD等 (含む領域 視、聴、知、肢、病) 視覚または聴覚 1単位 計 2単位

総修得単位数

6単位

【単位修得例2】 特別支援学校教諭2種(視覚・聴覚・知・肢・病)の免許取得

第1欄 基礎理論に関 する科目 1単位



第2欄 2単位] 視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 1単位] 肢体不自由者 1単位 ├※1 1単位 病弱者 計 7単位



第3欄 重複·LD等 (含む領域なし) 1 単位

総修得単位数 9単位

【単位修得例3】 特別支援学校教諭2種(知・肢・病)を所有している者が1種(知・肢・病)へ上進

第2欄 知的障害者 1単位] 肢体不自由者 1単位 ※1 1 単位 病弱者 3単位 計



笙3欄 重複·LD等 1 単位 (含む領域 視、聴、知、肢、病) 2 単位 任意の領域 計 3単位

総修得単位数 6単位

※1「心理、生理、病理」と「教育課程、指導法」の両方を含む単位 ※2「心理、生理、病理」と「教育課程、指導法」をそれぞれ各1単位

【2領域追加】 根拠規定:教育職員免許法施行規則第7条第5項

2種免許状に追加	所有する特支免許状に定められている領域又は、追加を受けようとする新教育領域を担任する 教員として(幼小中高等の教員を含む)良好な勤務成績で <u>1</u> 年以上
1種免許状に追加	所有する特支免許状に定められている領域又は、追加を受けようとする新教育領域を担任する 教員として良好な勤務成績で <u>1</u> 年以上

〈必要単位数〉 単位の修得時期の制限は特にない。(基礎となる領域と同時期に修得した単位でも使用可)

、少女中世数/ <u>早世の修得時期の削減は特にない。(基礎となる関域と同時期に修得した単世とも使用可)</u>							
特別支援教育に関する科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		必要教育領域	最低修得单位数				
村別又仮教目に関する科目 必安教目限場			必安狄月帜以	1	種	2	種
各特別支援教育に関する科目のごとの領域の追加に必要な合計修得単位数			4又は2単 1又は2 位以上 位以上				
第1欄 特別支援教育の基礎理論に関する科目			修得不要です				
		・心理、生理、病理 ・数育課程、指導法	視・聴 視・聴	1	4	1	2
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	· 心理、生理、病理 · 教育課程、指導法	知・肢·病	1	2 (※)	面方の を含	
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	・心理、生理、病理 ・教育課程、指導法	重複・LD等		修得不	要です	

当該教育課程等に関する科目並びに当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目 (※) の内容を含む科目についてそれぞれ1単位以上でもよい。

単位修得例

【単位修得例1】 特別支援学校教諭2種(知・肢・病)へ視覚障害者の領域を追加

第2欄		
 (教育課程、指導法) (心理、生理、病理)	1 単位 1 単位 2 単位	

【単位修得例2】 特別支援学校教諭1種(視覚障害者)へ知的障害者の領域を追加

第2欄			第2欄		
知的障害者(教育課程、指導法)	1 単位	又は	知的障害者(教育課程等十心理等)	1 単位	
知的障害者(心理、生理、病理)	1 単位		知的障害者(教育課程、指導法)	1 単位	
計	2 単位		計	2 単位	

【単位修得例3】 特別支援学校教諭1種(知・肢・病)へ聴覚障害者の領域を追加(聴覚障害の2種免許状所有)

第2欄				
聴覚障害者(教育課程 聴覚障害者(心理、生 計		1 単位 1 単位 2 単位		

1種免許状に必要な単位数から2種免 許状に必要な単位数を差し引いた単 位数を修得すればよい。

・領域の追加を申請する場合は、追加しようとする免許状の授与を受けた都道府県教育委員会へ申請する ことになります。

(高知県教育委員会の認定講習で修得した単位の使用の可否など詳細については、各都道府県教育委員会 へお問い合わせください。)

【問い合わせ先】

高知県教育員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当 電話 088-821-4903 FAX 088-821-4725 ホームページ http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/

